

武豊町（以下「甲」という。）と武豊町地域公共交通会議（以下「乙」という。）は、武豊町地域公共交通会議の事業に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、武豊町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第2条に規定する事業（以下「事業」という。）を円滑に実施することを目的に締結する。

（協定事項）

第2条 甲は、規約第3条に基づき、事業に必要な業務を行う。

（事業経費）

第3条 甲は、乙が行う規約第2条に規定する事業に対し、予算の範囲内において、必要な経費を負担する。

2 乙は、甲に対し、予算の範囲内において、甲からの負担金および国からの補助金を精算するものとする。

（事業経費）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年12月8日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲、乙のいずれからも相手方に対し、本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が別に協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月8日

甲 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町
代表者 武豊町長 靱山 芳輝

乙 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町地域公共交通会議
代表者 会長 靱山 芳輝